

「とうきょうの木」愛称マーク使用規格

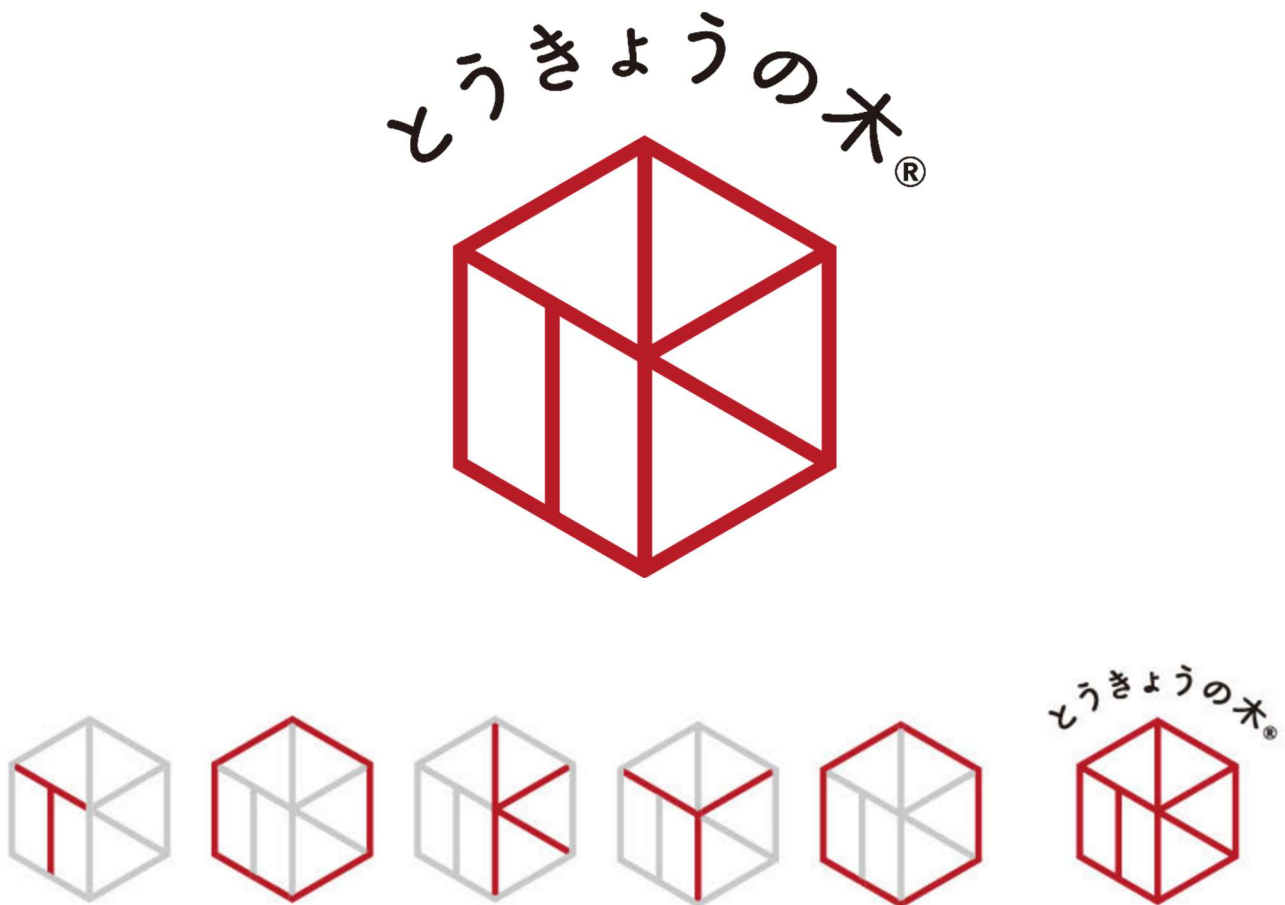
東京の木多摩産材認証制度実施要領に定める愛称マークの使用規格は、下記に定めるところによる。

1 コンセプト

立方体にも正六角形にも見える図形の中には、TOKYO という文字が隠れている。

正六角形は、蜂の巣や亀の甲羅、雪の結晶など自然界でもよく見られる形であり、その規則正しく並んだ構造は「ハニカム構造」と呼ばれ、最も安定した力を発揮すると言われていることから、見た人に信頼感を与えることができる。

立方体は、カットされた木材や家作りの際の構造、正六角形からは様々な木材が組み合わさった様子や切り株の断面も連想させる。



2 愛称マークのデザイン

(1) 愛称マークは、シンボルマークとロゴを組み合わせた「基本」又は「横並び」のいずれかを使用すること。

① 基本



② 横並び



(2) (1)にかかわらず、表示エリアの都合により最小サイズ以下での使用が避けられない場合や、アイコン等で既にフォーマット化されている場合は、シンボルマーク単独で使用できるものとする。

シンボルマーク



(3) 商標登録済み表記

商標登録済みであることを示すため、原則として、ロゴ(「とうきょうの木」の文字列)の右側に「®」を表記するものとする。ただし、木材部への焼印等の場合や大きさが小さく視認できない場合は省略可能とする。

なお、デジタル上のみで活用されるデータ制作に当たっては、原則®を表記すること。

3 カラーバリエーション

愛称マークのブランドカラーは、ブラック及びシンボルマークに使用されているレッドからなる以下の(1)基本を原則とする。フルカラーの場合は(1)、ブラックの場合は(2)、ホワイト(白抜き)の場合は(3)の用に使用する。ただし、木材部への焼印等の場合は、この限りではない。

なお、後述の6のとおり、カラー背景や森林・木材等の親和性の高い画像・イラストに愛称マークを載せることを可能とするが、複雑な背景に入れる場合は、愛称マーク全体がはっきりと読めるように常に留意すること。



DIC2483
C30 M100 Y95 K0
R194 G0 B36
#C20024



DIC2483
C0 M0 Y0 K100
R0 G0 B0

(1) 基本



とうきょうの木®

(2) ブラック



とうきょうの木®

(3) ホワイト(白抜き)

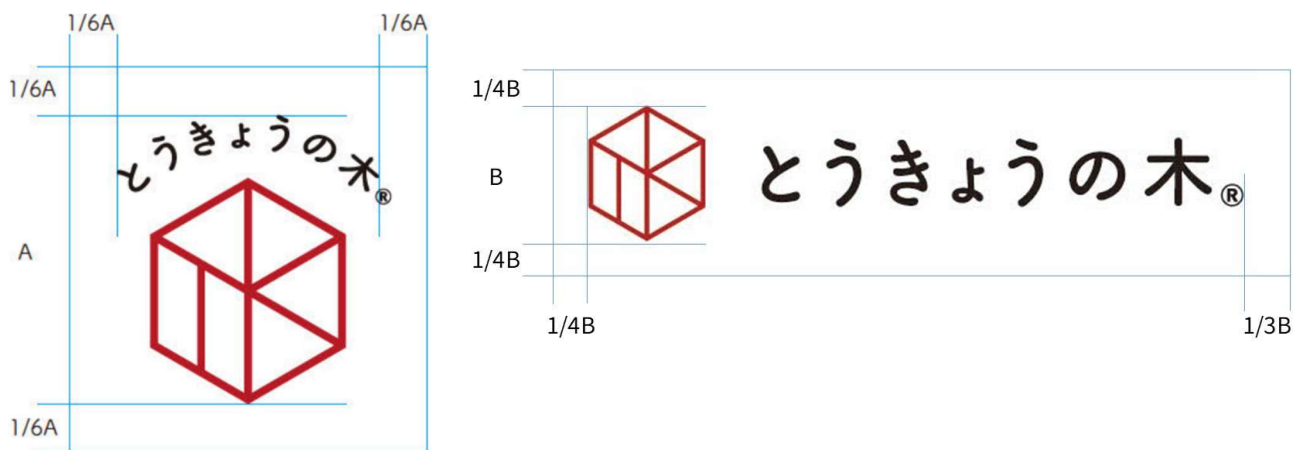


とうきょうの木®

4 アイソレーション(保護エリア)

愛称マークの周囲に一定のアイソレーション(保護エリア)を必ず設けること。アイソレーション(保護エリア)の領域内には、いかなる他の要素(図形等)も配置をしないこと。

なお、後述の6に従い、カラー背景や森林・木材等の親和性の高い画像・イラストの前面に愛称マークを載せることは可能とする。

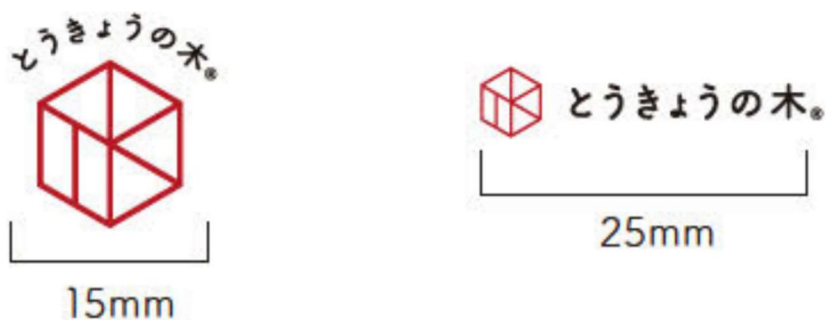


5 最小使用サイズ

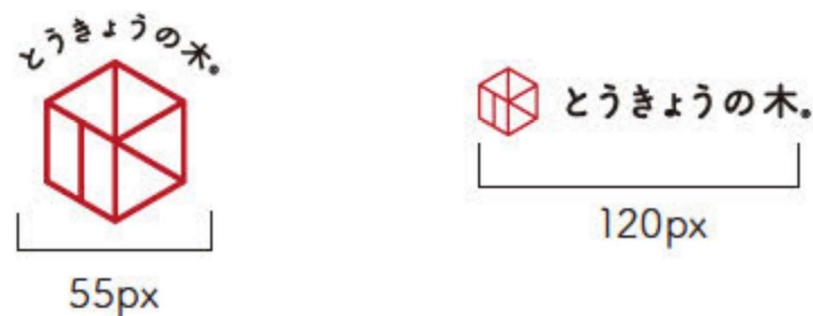
愛称マークの視認性と可読性を確保するため、最小使用サイズ以下での表示はしないこと。ただし、Favicon※など最小使用サイズ以下での使用が、避けられない場合は、この限りではない。

※ ウェブサイト等に配置するアイコン

(1) 印刷物



(2) デジタル



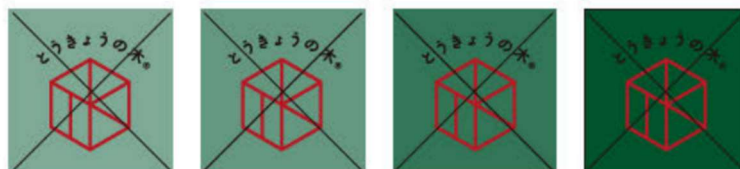
6 背景色基準及び画像背景基準

(1) 背景色基準

背景色は白または明るい色を基本とし、濃い色の場合はホワイト（白抜き）を使用する。判断の目安としては、下図を参考とすること。

ロゴマークの 表示色 背景色	ブランドカラー	黒	白
白または 明るい背景色 0～20%			
黒または 濃い背景色 80～100%			

0%～20%	30%～40%	50%	60%	70%～80%	90%～100%
					



(2) 画像背景基準

写真またはイラストを背景とする場合は、森林や木材等の、愛称マークと親和性の高い写真またはイラストに限り重ねて使用できるものとする。



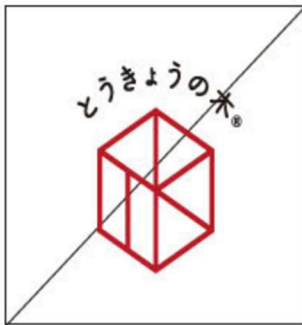
木材などとうきょうの木に
関連するビジュアル



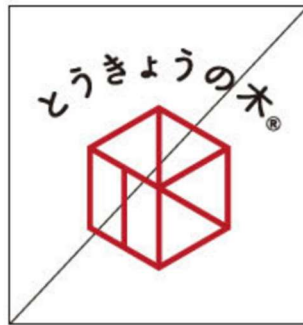
森林などとうきょうの木に
関連するビジュアル

7 禁止事項

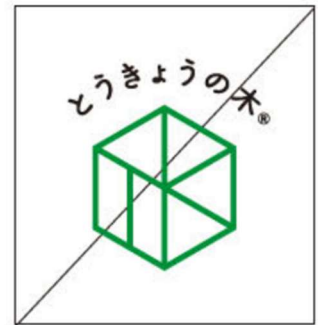
愛称マークの印象を損なう、下記のような色や割合、配列など、愛称マークの要素変更は禁止する。



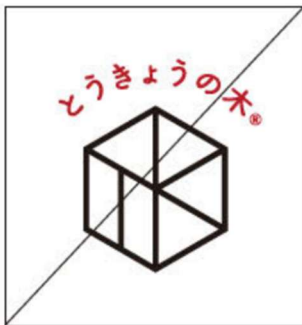
変形



シンボルマークとロゴの
比率の変更



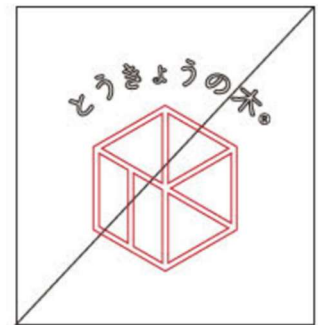
指定以外の色の使用



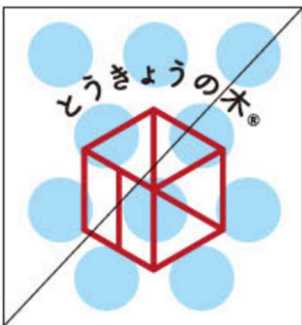
指定色に入れ替え



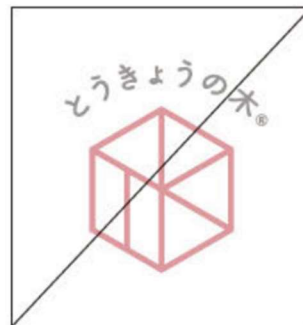
影の使用



アウトラインの使用



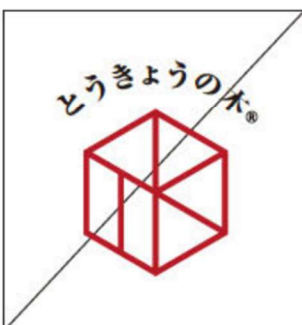
他の要素の被せ



色の濃度の変更



アイソレーション(保護エリア)で
設けた余白内の文字要素の表示



書体の変更

その他、愛称マークの印象を損なう変更

附 則

この使用規格は、令和4年3月 15 日から施行する。

附 則

この使用規格は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この使用規格は、令和7年7月24日から施行する。